

中教審に物申す！

青森県教職員組合
文責：阿部 聡
【本部書記次長】

中央教育審議会（中教審）の「質の高い教師の確保特別分科会」なるものが今年の6月から今年の5月まで計13回開かれています。4月19日に「審議のまとめ（素案）」が示され5月13日に公表されました。

「教職調整額」10%以上に引き上げ
学級担任手当の増額
教科担任制を小学校3、4年生に拡大
教諭と主幹教諭の間に新たな職を創設
管理職手当の増額
教育委員会ごとに在校時間の公表推進
勤務時間インターバル促進
将来的に残業を月20時間程度に削減



約1年かけて議論されたけど、素案の内容にはがっかり。新聞などで目にしたと思うけど、現場から「0点」と酷評されてるね。



教員が求めているのは「少なすぎる教員定数を増やすこと」「業務量の削減」「部活動の地域移行」「残業代支給の仕組みをつくること」なのに、答申では一言もなく、ほんとがっかりだわ。



教員定数は、1日4コマの授業ですむように基礎定数が決められたんだ。週5日制になっても見直されなかったために、今は1日5コマ、6コマが当たり前。委員の中からも「時代に合うように見直しが必要ではないか。」という意見が出てたけど、結局スルーされちゃった。

【義務標準法】

1958年制定。

「勤務時間の半分を教科の指導に充てる」すなわち1日4コマが基準。

この時の勤務時間は週44時間で土曜日も授業がありました。週5日制が始まり、勤務時間も38時間45分と短くなったにも関わらず、授業のコマ数は変わっていません。



でも「教職調整額」を10%以上に引き上げるし、学級担任手当や残業時間の削減とか盛り込まれてるし、今よりはいいんじゃないの？という声もあるけど…。



いやいや、目先のお金にとらわれてはいけないよ。肝心の長時間過密労働をどうやって解消するのか全くふれてない。言葉は悪いけど「給与を増やすから今のまま仕事をがんばってね。」というふうに読み取れる。



確かに、2.5倍っていう数字がマスコミでも大きく報じられてすごいように感じるけど、全く現状にあってないわよね。むしろ「2.5倍も上がるんだからいいだろう。」みたいな風潮になっちゃうのがこわいわ。

盛山正仁文部科学相は14日の記者会見で、現行の給料月額4%から10%に引き上げた場合、国庫負担金は少なくとも720億円増加して、1200億円となる見通しをしめた。

(ニュースより抜粋)



国庫負担は全体の1/3で720億円だから、自治体が2/3の1440億円もつことになる。財政基盤の弱い自治体はこれだけでも大変なんだけど、現状に合わせた残業代を支給するとなると9000億円かかると言われてるんだ。



えっ、そんなにかかるの。これじゃあ、国としては残業代を認めるわけにはいかないか。720億で安く済ませようって魂胆が見え見えだわね。



実はこれには『最悪のシナリオ』も考えられるんだ。国の財布の紐を預かってる財務省の腰が重い。「増額はしない。決められた予算の範囲でやってくれ！」となったらどうなると思う？



10%に上げた分、どっか削らないと…。ということは基本給とボーナスを減額！年間の収入は結局同じってことよね。まさに『最悪のシナリオ』だわ。

全教は給特法の改正を求めています



組合は「廃止」ではなく「改正」を求めているんだよ。それは「超勤限定4項目」（歯止め4項目とも呼ばれている。）と関係があるんだ。

正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、条例で定められた下記の場合に限る。

- ①生徒の実習
- ②学校行事
- ③職員会議
- ④非常災害等やむをえない場合

後日、一定の期間内で超過した時間を調整すること。



「廃止」しちゃうとこの4項目もなくなるということ。際限の無い残業や、時間外手当を抑制するための時短ハラスメント、持ち帰りの仕事の増大が予想されるよね。給特法が適用されない私立や国立大学附属の学校でも、長時間労働や時間外手当の未払いなどの問題が山積しているそうだよ。



それと「自発性、創造性に基づく勤務に期待される」という教育の特質に基づいて制定された給特法がなくなると、教育活動を進める上での自主性や創造性、自主的な研修なんかも認められなくなる恐れがあるんだ。



そうよね。子どもや地域の実情に合わせて、みんなで考え、力を合わせながら教育を行うという大事な部分が崩れてしまうかもしれないわ。



そこで、全教では、下のような改正を求めています。

- ①法律の名称改正(教育職員の労働時間の適正な管理と給与等に関する法律)
- ②「超勤限定4項目」以外の超過勤務は「原則命じない」とする超過勤務禁止規定は残す。
- ③管理者に教職員の労働時間を管理する義務があることを明記する。
- ④「超勤4項目」を含め、労働時間の総量規制を行う。
- ⑤時間外・休日手当を支給しない規定を削除。法定労働時間を超えた場合に賃金を支払う規定を設ける。
- ⑥「教員調整額」を「精算した賃金の一部支給」と見なし、これを超えた時間外労働があった分を精算する。



特に③の「管理者の責任」を明記することが重要なんだ。現状では、校長や教育委員会に責任がなく、長時間労働が野放しになっている要因の一つだから。



そうそう。校長は「4項目」以外は、超勤命令をかけられないことになっているからね。遅くまで残っているのは「教員の自主的」なもの。だから責任は発生しないという理屈。そもそも必要な仕事が勤務時間内に終わらないからこうなってるのに。



きちんと管理責任をもたせることで、当然、罰則もある。そうなることで、校長や教育委員会も本気で取り組んでくれるという思いがあるんだ。

インターバル制は「持ち帰り」を増やすだけ



今回の提言の中に「勤務時間のインターバル」というのがあるよね。前日の勤務終了から11時間あけなさい。」ということなんだけど、実際に運用すると現場は大混乱だろうね。



夜の9時までいた人は翌日8時から。夜10時までいた人は翌日9時から。みんなバラバラだったら大変。まして児童・生徒がいるわけだし。「今日は担任が9時出勤なので、それまで自習です。」なんてことも。



そういう混乱を避けるためにも「夜9時で一斉退勤！終わらなかった分は持ち帰りして下さい。」ってなるだろうね。仕事の場所が変わるだけで、仕事量は変わらない。重い荷物を抱えながら帰る姿が想像できるよね。



「将来的に残業時間を20時間に削減」といっても、持ち帰りが増えたら意味がないわ。数値目標だけ掲げられても業務量が減らないと…。今のままじゃ不実記載や忖度が横行するのが目に見えてるわ。

今回の答申もいつも通り、本当にやらなければならないこと、やってほしいこと、から目をそらし、小手先の「改革」でごまかそうとしています。

まとめでは「教員は高度な専門職」だと認めています。そうであるならば、専門性が十分に発揮できるような改革が必要ではないでしょうか。現場の声を生かした「改革」が図られるよう運動していくことが大切です。これを読んだ未組合員のみなさん、是非組合に結集して一緒に声をあげていきましょう。

